

# 愛媛県都市計画審議会傍聴要領

(平成12年11月20日 第115回愛媛県都市計画審議会制定)

## 1. 目的

この要領は、愛媛県都市計画審議会運営規程(昭和44年10月9日第1回愛媛県都市計画地方審議会決定)(以下「規程」という。)第7条の規定に基づき、愛媛県都市計画審議会の会議(以下「会議」という。)を公開する場合における当該会議の運営上必要な事項を定めることを目的とする。

## 2. 傍聴席の区分及び定員

- (1) 傍聴席は、一般傍聴席と報道関係者席とに分ける。
- (2) 一般傍聴の定員は10名とする。ただし、会議の議長(以下「議長」という。)が特に必要があると認めたときは、会議の会場(以下「会場」という。)のスペース等を勘案のうえ、一般傍聴席の数を増加し、当該増加席数に応じ次順位者から傍聴を認めることができるものとする。

## 3. 傍聴の申込方法等

- (1) 一般傍聴席で会議を傍聴しようとする者は、会議の開催の2日前(閉庁日を除く。)の午後5時までに、電話又はFAXにより、傍聴を希望する会議の名称(第 回愛媛県都市計画審議会)、住所、氏名及び連絡先の電話番号又はFAX番号を愛媛県都市計画審議会事務局(都市計画課都市計画係)まで申し出なければならない。
- (2) 前項の申し込みの受け付けは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- (3) 傍聴の許可については、会議の開催を予定する日の前日までに、事務局から電話又はFAXにより連絡する。

## 4. 会議場での受付及び手続

- (1) 会議場への入室は、会議開始15分前から許可する。
- (2) 会議場への入室に当たっては、会議場前の受付で氏名及び住所等を記入の上、係員の指示に従わなければならない。

## 5. 傍聴席へ入場できない者

次に掲げるものは、会場に入場することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 異様な服装をしている者

- (3) 凶器その他危険物と認められる物品を携帯し又は獣類を連れた者
- (4) 傘、のぼり、標識、ピラ、看板、その他これらに類するものを携帯した者
- (5) その他審議を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

## 6．傍聴人の遵守事項

傍聴人は、会場において次の事項を守らなければならない。

- (1) 拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、騒ぎ立て又は威圧的行為をしないこと。
- (2) 帽子、外套の類を着用しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 不作法な姿勢をしないこと。
- (5) 所定の席にて傍聴を行うこと。
- (6) 写真、ビデオ等を撮影し又は録音等をしないこと。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

## 7．会場の秩序維持

傍聴人に前条の規定を守らない者があるときは、議長はこれを注意し、なお守らないときは、退場を命じることができる。この場合、退場後再入場は認めないものとし、次順位者についても入場は認めないものとする。

## 附 則

この要領は、次回以降の審議会から適用する。